

## 新興感染症等の感染症有事への対応に係る訓練 実施要綱

### （目的）

第1条 本事業は、県及び保健所が医療機関等の関係機関と連携し、新興感染症等の発生を想定した実践型訓練を行うことにより、平時から健康危機管理体制を計画的に整備することを目的とする。

併せて、事業を通じて培われた関係機関の連携を、地域全体の健康危機管理能力向上につなげることを目指す。

### （訓練の種類）

第2条 本事業の構成は次のとおりとする。

- （1）全県訓練
- （2）保健所訓練（保健所単位で実施する訓練）

### （実施主体）

第3条 実施主体は次のとおりとする。

- （1）全県訓練 感染症対策課
- （2）保健所訓練 各保健所

なお、保健所訓練は、複数保健所が共同で行うことも可能とする。

### （実施内容）

第4条 実施内容は次のとおりとする。

- （1）実施期間  
毎年度
- （2）実施回数  
年1回以上
- （3）訓練内容

#### ア 全県訓練

新興感染症など感染症有事の対応に係る実践型訓練を行う。

#### イ 保健所訓練

前項の全県訓練と同様。ただし、一連の対応の一部のみの訓練とすることも可能とする。

### （参加対象者）

第5条 全県訓練及び保健所訓練の参加者は、感染症対策課、保健所、医療機関、行政機関、その他関係機関の職員とする。

### （報告）

第6条 第2条（2）に規定する訓練を実施した保健所は、任意様式にて訓練日時・訓練参加者・訓練内容を感染症対策課長あて随時報告する。報告期限

は訓練実施日の属する年度の最終日とする。

(その他)

第7条 訓練の実施にあたっては、地域の医療機関との連携を積極的に検討すること。

附則

この要綱は令和6年8月2日から施行し、同日から適用する。